

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横芝光町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

千葉県横芝光町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、介護保険業務を実施している。 ①住民票に基づく被保険者の異動等及び年齢到達による資格の取得、喪失を管理している。 ②世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し保険料を賦課している。 ③要支援・要介護認定申請に応じて諸要件を調査し要支援・要介護認定をしている。 ④世帯構成、世帯員の課税状況、被保険者の所得及び生保受給状況等を把握し自己負担を決定している。また、給付された実績の管理をしている。 ⑤決定した保険料の徴収方法を管理し、期割を行う。 ⑥普通徴収者に対して納付方法の選択(窓口、口座)ができるように環境整備をしている。 ⑦納付データの消込処理を行い、未納状況を管理している。 ⑧未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等の滞納事務を行っている。 ⑨特別徴収のため、年金コード・基礎年金番号を管理し、年金保険者と被保険者の異動情報を交換している。
③システムの名称	介護保険システム、税務情報システム、滞納管理システム、特別徴収情報管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護資格ファイル (2)介護保険料ファイル (3)特別徴収ファイル (4)介護認定ファイル (5)介護補足給付ファイル (6)介護負担区分ファイル (7)給付実績ファイル (8)収納情報ファイル (9)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横芝光町役場 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横芝光町役場 総務課行政班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	横芝光町役場 福祉課介護班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1257
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人手が介在する事務ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、データ持ち出しの際は、持ち出し申請を行い、USBを使用する際は必ず上司に使用許可を得て使用する。 ・特定個人情報が含まれる書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれている場合は、確実にシュレッダー処理や焼却処理を行う。
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、職員ID及び静脈認証による認証によって限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとに更新することで、アクセス権限の適切な管理を行っているほか、アクセスログを記録していることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 椎名 富士男	福祉課長 林 雅弘	事後	人事異動による
平成30年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 93、94 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠となる条) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (情報照会の根拠となる条) 第46条、47条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 93、94 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠となる条) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (情報照会の根拠となる条) 第46条、47条	事後	
平成30年8月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長 林 雅弘	福祉課長	事後	
令和1年6月11日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年10月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	横芝光町役場 福祉課介護班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)2713	横芝光町役場 福祉課介護班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1257	事後	
令和3年12月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 68項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 68項	事後	見直しによる
令和3年12月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 93、94 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠となる条) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (情報照会の根拠となる条) 第46条、47条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 93、94	事後	見直しによる
令和6年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠の欄	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 68項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表100の項	事後	番号法改正による
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 93、94	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項	事後	番号法改正による
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による